

## 十津川村スポーツ・文化大会等出場者奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、アマチュア競技の全国大会等に出場する個人又は団体に対し、奨励金を交付することにより、本村のスポーツ及び文化の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「全国大会等」とは次に掲げるものをいう。

(1) 県の代表として(優勝)参加する全国大会以上の競技会及びこれに準ずる競技会

(2) 県の代表として参加する全国大会以上、かつ、全国水準以上のコンクール及びこれに準ずるコンクール等

2 前項の規定に関わらず、教育長が特に必要であると認めた大会については、交付対象とすることができる。

### (交付対象)

第3条 奨励金の交付対象は、次に掲げるものとする。

(1) 個人種目で全国大会等に出場する村内に住所を有する者

(2) 団体種目で県代表の一員として全国大会等に出場する村内に住所を有する者

(3) 団体種目で全国大会等に出場する村内に活動の本拠を有する団体

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前条第1号及び第2号に定める者 3万円

(2) 前条第3号に定める団体 一人につき3万円

ただし、個人の額に対象人数を乗じた額で、15万円を

限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付申請をしようとする個人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

(1) スポーツ・文化大会等出場者奨励金交付申請書（様式第1号）

(2) 予選等の結果写し

(3) 出場する大会の開催要項写し

(4) 団体参加の場合は、当該構成員の出場者名簿

(交付決定及び通知)

第6条 教育長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し奨励金交付の可否を決定し、スポーツ・文化大会等出場者奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 奨励金の交付を受けた申請者は、大会出場後速やかに、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

(1) スポーツ・文化大会等出場者実績報告書（様式第3号）

(2) 成績結果の写し

(奨励金の返還等)

第8条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取消し、又は既に交付した奨励金の一部又は全額を返還させることができる。

(1) 申請者が虚偽の申請により、不正に奨励金の交付を受け、又は、受けようとしたことが判明したとき。

(2) 大会への参加を中止したとき。

(3) この要綱に基づく教育長の指示に従わなかったとき。

(4) その他奨励金を交付することが不相当と認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月26日から施行する。